

## 亀岡市と一般財団法人今日庵との連携・協力に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と一般財団法人今日庵（以下「乙」という。）は、日本伝統文化の振興及び生涯学習の推進に関して連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が日本伝統文化と生涯学習の普及・振興に関して連携・協力することにより、市民の文化力を高め、豊かで生きがいのあるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 日本の伝統文化である茶道の作法と精神に触れる場づくりに関すること。
- (2) 生涯学習の推進に寄与する研究・提案に関すること。
- (3) 全世代や多文化圏の人に対し、日本文化を伝え学ぶ機会の提供に関すること。
- (4) 自然環境と文化を守り、持続可能な社会を目指す取組みに関すること。
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間および更新は、次のとおりとする。

- (1) 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日とする。
- (2) 有効期間中であっても、甲乙双方の合意により協定内容を変更することができる。
- (3) 甲乙いずれかから更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は同一条件により1年間更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（協議事項）

第4条 本協定の各事項について疑義を生じたとき、または協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、双方誠意をもって対応する。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、双方署名のうえ、各一通を保有する。

令和3年10月12日

令和3年10月12日

(甲) 亀岡市

(乙) 一般財団法人 今日庵

市長 桂川 孝裕

理事長 千 宗室